植物公園利用料金表

〇植物公園入園料

		宇治市市内在住		市外在住		備考
		個人	団体	個人	団体	
一般入園者 (団体は20名以上)	大人	600円	500円	600円	500円	15歳以上(高校生を含む)
	小人	300円	250円	300円	250円	15歳未満(小・中学生を含む)
	幼児	無料		無料		幼児
障がい者等 及び介護者	大人	無料		300円	250円	身体障がい者、療育、 精神障がい者保険福祉、戦傷病者 被爆者健康手帳、特定疾患医療 受給者証の所持者と介添え人
	小人	無料		150円	120円	
高齢者		無料		600円	500円	70歳以上
年間入園券	大人	1,500円	—	1,500円	—	購入日より1年間有効
	小人	750円		750円		
16時以降の料金	大人	300円	—	300円	—	蛍ナイター開催時以外
	小人	150円		150円		
無料デー	4月ウォークラリー、11月文化の日、年1回関西文化の日プラス 10月ハロウィンイベント(2日：開園記念日)　合計5日 こどもの日イベント(5月3日～5日)、 夏休み期間(7月30日頃から8月下旬頃)は小中学生無料					
夜のみ無料	枝垂桜夜間無料公開(3月20日～3月31日)					

〇備考

1　この表において「小人」とは、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する小学校（以下「小学校」という。）、同条に規定する中学校（以下「中学校」という。）若しくはこれらに準ずるものに在学する者又は６歳に達する日の翌日以後の最初の４月１日から１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者をいい、「大人」とは、１５歳以上の者で小人以外のものをいう。

2　次の各号のいずれかに該当する場合の使用料は、この表に定める額に２分の１を乗じて得た額とする。

（1）　市外に居住する障害者等（規則で定める手帳等を所持する者をいう。以下同じ。）が使用する場合（その者の介護者が付添いで使用する場合を含む。）

（2）　市外に所在する学校教育法第１条に規定する特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）（市内に居住する者が通学するものに限る。）の幼稚部、小学部又は中学部が教育活動又は課外活動のため使用する場合

3　使用料の額に１０円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。

4　この表の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の使用料は、無料とする。

（1）　本市の執行機関が事務のため又は指定管理者が第３条第３項に規定する業務のため使用する場合

（2）　市内に所在する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部が教育活動又は課外活動のため使用する場合

（3）　市内に所在する学校教育法第１条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）（市立の幼稚園を除く。）、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条第１項に規定する保育所（以下「保育所」という。）（市立の保育所を除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）の幼児又は園児の引率者が教育活動又は保育活動のため使用する場合

（4）　市内に居住する７０歳以上の者が使用する場合（その者の介護者が付添いで使用する場合を含む。）

（5）　市内に居住する障害者等が使用する場合（その者の介護者が付添いで使用する場合を含む。）

（6）　市外に居住する小人で市内の小学校、中学校又はこれらに準ずるものに在学するもの及び市内に居住する小人が土曜日に使用する場合（前号に掲げる場合を除く。）

〇植物公園施設料金表

		宇治市市内在住		市外在住		備考
		個人	団体	個人	団体	
占有面積における料金 (団体は20名以上)	屋外	75円/㎡・日		150円/㎡・日		
	屋内	20円/㎡・日		40円/㎡・日		
研修室の料金	午前	2,200円		4,400円		午前9時～正午まで
	午後	3,300円		6,600円		午後1時～午後5時まで
	全日	5,000円		10,000円		
展示コーナーの利用		全面使用	1/2使用	全面使用	1/2使用	
	午前	4,400円	2,200円	8,800円	4,400円	午前9時～正午まで
	午後	6,600円	3,300円	13,200円	6,600円	午後1時～午後5時まで
	全日	10,000円	5,000円	20,000円	10,000円	
公園施設の設置	公園施設	750円/㎡・年		1,500円/㎡・年		
	仮設の公園施設	75円/㎡・日		150円/㎡・日		
公園施設の管理		75円/㎡・日		150円/㎡・日		
生業として 行われる写真撮影		4,500円		9,000円		

〇植物公園駐車場料金表

普通車	400円
大型車(11人以上)	1,500円

〇備考

1　使用料の額が単位当たりで定められている場合において、当該単位の端数計算については、次の各号に掲げるところによる。

（1）　年を単位として定められている場合において、使用期間が１年未満のとき、又は使用期間に１年未満の端数が生じたときは、月割計算により使用料を算出する。
（2）　前号の場合において、使用期間に１月未満の端数が生じたときは、これを１月とみなす。
（3）　月を単位として定められている場合（西宇治公園及び黄檗公園の体育館のトレーニング室について月を単位として定められている場合を除く。）において、使用期間が１月未満のとき、又は使用期間に１月未満の端数が生じたときは、日割計算により使用料を算出する。
（4）　日を単位として定められている場合において、使用期間が１日未満のとき、又は使用期間に１日未満の端数が生じたときは、これを１日とみなす。
（5）　時間を単位として定められている場合において、使用期間が１時間未満のとき、又は使用期間に１時間未満の端数が生じたときは、これを１時間とみなす。
（6）　平方メートルを単位として定められている場合において、使用面積が１平方メートル未満のとき、又は使用面積に１平方メートル未満の端数が生じたときは、これを１平方メートルとみなす。メートルを単位として定められている場合も、また同様とする。
2　西宇治公園及び黄檗公園のプールについて
（1）　「小人」とは、小学校、中学校若しくはこれらに準ずるものに在学する者又は６歳に達する日の翌日以後の最初の４月１日から１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者をいい、「大人」とは、１５歳以上の者で小人以外のものをいう。
（2）　専用の使用については、平日の午前及び夜間（平日、土曜日、日曜日及び休日を問わない。）以外の使用を認めない。ただし、公用若しくは公共の用に供する場合又は市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。
3　西宇治公園及び黄檗公園の体育館について
（1）　使用時間区分以外に使用する場合又は使用時間を延長して使用する場合の１時間当たりの使用料は、当該使用が午前中であるときはこの表の午前の部の欄に定める額に３分の１を乗じて得た額とし、当該使用が正午から午後６時までの間であるときはこの表の午後の部の欄に定める額に４分の１を乗じて得た額とし、当該使用が午後６時以後であるときはこの表の夜の部の欄に定める額に４分の１を乗じて得た額とする。この場合において、当該使用が１時間未満であるときは、これを１時間とみなす。
（2）　特別な設備の準備又は撤去のため使用する場合の使用料は、この表に定める額（規則で定める特定附属設備を使用する場合の使用料の額を除く。以下同じ。）に２分の１を乗じて得た額とする。
（3）　冷房又は暖房の装置を使用する場合は、この表に定める額（前２号の規定の適用がある場合は、これらの号の規定により算出した額とする。第５項及び第６項において同じ。）に１０分の３を乗じて得た額を加算する。ただし、規則で定める冷房若しくは暖房又は空調の設備機器を使用する場合は、当該規則で定める額を加算する。
（4）　多目的アリーナ及びコミュニティアリーナの使用は、スポーツ活動に限る。ただし、本市の執行機関の事務のため若しくは指定管理者が第３条第３項に規定する業務若しくは自主事業のため使用する場合又は市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。
（5）　「１月」とは、当該月の初日（使用の開始の日が月の途中である場合にあつては、当該開始の日）から末日までの期間をいう。
（6）　「高齢者」とは、６０歳以上の者をいい、「高校生」とは、１５歳以上の者で学校教育法第１条に規定する高等学校（以下「高等学校」という。）又はこれに準ずるものに在学するものをいい、「中学生」とは、中学校若しくはこれに準ずるものに在学する者又は１２歳に達する日の翌日以後の最初の４月１日から１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者をいい、「一般の者」とは、高齢者、高校生及び中学生以外の者をいう。
4　植物公園の有料公園施設について
（1）　前項第１号から第３号までの規定は、植物公園の研修室及び展示コーナーの使用について準用する。
（2）　「普通車」とは、大型車及び二輪自動車その他これに類するものを除く道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第３条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。
（3）　「大型車」とは、道路運送車両法第３条に規定する普通自動車で乗車定員が１１人以上であるバス及び市長が認めるものをいう。
5　有料公園施設（一般使用に係る西宇治公園及び黄檗公園のプール並びに植物公園の駐車場を除く。）の使用者が次の各号に掲げる者のいずれにも該当しない場合は、この表に定める額に１を乗じて得た額を加算する。
（1）　市内に居住する者
（2）　市内に所在する事業所、各種団体等に勤務する者
（3）　市内に所在する中学校、高等学校、特別支援学校の中学部及び高等部、学校教育法第１条に規定する大学（以下「大学」という。）、同法第１２４条に規定する専修学校（以下「専修学校」という。）その他これらに準ずる施設のうち市長が認めるものに在学する者
（4）　市内に所在する事業所、各種団体等
6　有料公園施設の使用者が入場料を徴収する場合は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を加算する。
（1）　西宇治公園及び黄檗公園の体育館の多目的アリーナ及びコミュニティアリーナ　この表に定める額に１を乗じて得た額
（2）　前号に掲げる区分以外の有料公園施設（植物公園の駐車場を除く。）　この表に定める額に２を乗じて得た額
7　有料公園施設（植物公園の有料公園施設を除く。）について
（1）　市内に所在する学校教育法第１条に規定する学校（市立の幼稚園、小学校及び中学校並びに大学を除く。）、専修学校（専門課程を除く。）、同法第１３４条第１項に規定する各種学校、保育所（市立の保育所を除く。）、認定こども園又は市内に居住する者が通学する特別支援学校が教育活動、課外活動又は保育活動のため使用する場合の使用料は、この表に定める額（第３項第１号から第３号まで又は前２項の規定の適用がある場合は、これらの項の規定により算出した額とする。以下同じ。）に２分の１を乗じて得た額とする。
（2）　市内に所在する大学又は専修学校（専門課程に限る。）が教育活動又は課外活動のため使用する場合の使用料は、この表に定める額に１０分の７を乗じて得た額とする。
（3）　市内に居住する６０歳以上の者を対象とする高齢者の福祉の増進を図るための競技会、講習会その他これらに類する催しのため使用する場合の使用料は、この表に定める額に２分の１を乗じて得た額とする。
（4）　障害者等を対象とするその福祉の増進を図るための競技会、講習会その他これらに類する催しのため使用する場合の使用料は、この表に定める額に２分の１を乗じて得た額とする。
（5）　規則で定めるスポーツ団体が主催する競技会、講習会その他これらに類する催しのため使用する場合の使用料は、この表に定める額に２分の１を乗じて得た額とする。
（6）　規則で定めるスポーツ少年団がスポーツ活動のため使用する場合の使用料は、この表に定める額に２分の１を乗じて得た額とする。
（7）　規則で定める社会教育団体等が競技会、講習会その他これらに類する催しのため使用する場合の使用料は、この表に定める額に２分の１を乗じて得た額とする。
（8）　障害者等が次に掲げる有料公園施設の使用をする場合（ア及びウの場合においては、その者の介護者が付添いで使用する場合を含む。）の使用料は、この表に定める額に２分の１を乗じて得た額とする。
ア　西宇治公園及び黄檗公園の体育館のコミュニティアリーナの個人使用
イ　西宇治公園及び黄檗公園の体育館のトレーニング室の使用
ウ　西宇治公園及び黄檗公園のプールの一般使用
エ　黄檗公園の弓道場の個人使用
（9）　第１号から第７号までの規定にかかわらず、西宇治公園及び黄檗公園の体育館のトレーニング室並びに規則で定める特定附属設備を使用する場合の使用料は、この表に定める額とする。
8　使用料の額に１０円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。
9　この表の規定にかかわらず、本市の執行機関が事務のため又は指定管理者が第３条第３項に規定する業務のため使用する場合の使用料（規則で定める特定附属設備を使用する場合の使用料を除く。）は、無料とする。